



発福保第1114号  
令和3年1月21日

鳥取市国民健康保険運営協議会  
会長 中山 実郎 様

鳥取市長 深澤 義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため平成30年度施行の国保改革を踏まえ、安定的な制度運営が求められています。

本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、都道府県化の新たな枠組みの中で責務を果たしていくため、令和3年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

## 諮問の趣旨

### 1. 国の動向

令和3年度「税制改革の大綱」には課税限度額と軽減判定所得基準額の引き上げは盛り込まれず、据え置きが決まりました。

### 2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。この納付金は年度間で大幅な増など差異が生じ、一方で保険料は、平成30年度の保険料率どおりとして据え置いている状態となっています。

令和3年度は、鳥取県が実績に基づき医療費の推計を修正するとともに、令和3年度の納付金の減を見込んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況下であることを踏まえ、納付金の減を最大限反映した保険料の見直しを行うことを前提として試算を行った結果をもとに、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

### 3. 諮問事項

#### (1) 国民健康保険料の賦課限度額について

【改正案】賦課限度額は現行どおり据え置きとする。

- ・医療分（基礎賦課額） 6.3万円（現行どおり据え置き）
- ・後期高齢者支援分 1.9万円（現行どおり据え置き）
- ・介護納付金分 1.7万円（現行どおり据え置き）

#### (2) 国民健康保険料率について

【改正案】保険料率を以下のとおり改める。

		改正案	現行	【参考】令和3年度 県標準保険料率
医療分	所得割	6.1%	7.2%	6.37%
	均等割	20,900円	23,000円	26,366円
	平等割	22,000円	24,600円	18,207円
支援分	所得割	2.7%	2.7%	2.72%
	均等割	9,200円	9,200円	10,999円
	平等割	9,000円	9,000円	7,595円
介護分	所得割	2.2%	2.4%	2.48%
	均等割	9,200円	9,400円	12,596円
	平等割	7,000円	7,000円	6,187円